

令和3年度第2回久留米市情報公開・個人情報保護審議会（定例会）会議議事予定
（令和3年7月26日（月）午前10時～ 場所：職員会館メルクス 3階会議室）

1 委員の紹介

2 前回会議の概要報告

3 諮問案件の審議

- (1) 子どもの笑顔給付金給付事業の実施に当たり、対象者を特定するため、こども子育てサポートセンター、健康推進課、学校教育課及び障害者福祉課が保有する個人情報を、家庭子ども相談課が目的外利用することの公益上の必要性の有無（条例第9条第3項第4号）について

**諮問機関：子ども未来部こども子育てサポートセンター、健康福祉部保健所健康推進課、
教育部学校教育課、健康福祉部障害者福祉課**

利用機関：子ども未来部家庭子ども相談課

- (2) 母子保健事業や個別相談においてオンラインによる相談システムを導入することに伴い、個人情報をクラウドサーバとオンライン結合を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

諮問機関：子ども未来部こども子育てサポートセンター

- (3) 児童相談及び婦人相談においてオンラインによる相談システムを導入することに伴い、個人情報をクラウドサーバとオンライン結合を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

諮問機関：子ども未来部家庭子ども相談課

- (4) 統合型地理情報システム運用業務において、サーバ機器の入替えを行うに当たり、データ移行作業の受託業者に対しオンライン結合を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

諮問機関：総務部情報政策課

4 令和2年度情報公開・個人情報保護制度運用状況報告（通年）

5 令和2年度特定個人情報の取扱いに関する監査結果報告

6 その他

令和3年度第1回久留米市情報公開・個人情報保護審議会（定例会）会議概要（1日目）

日 時：令和3年4月20日（火） 午前10時～

場 所：職員会館メルクス 2階中小会議室

出席者：吉岡会長、小路口委員、穴見委員、岡委員、紫藤委員、西田委員、松尾委員、
宮崎委員、吉弘委員 以上9名

事務局：舞弓主幹、吉本課長補佐、仁田原、鶴田

議事の概要

1 前回会議の概要報告

—意見や異論等はなく、会議概要は確定される。—

2 諮問案件の審議

【諮問案件1】

粗大ごみ収集業務において、ごみ収集支援システムのリプレイスに伴い、粗大ごみ収集申込者の情報を業者が設置・管理するクラウドサーバとオンライン結合を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

諮問機関：環境部資源循環推進課

実施機関：資源循環推進課（中山補佐、牧）

—資料をもとに資源循環推進課から説明—

（A委員）今までは購入したステッカーを粗大ごみに貼っていたが、オンラインにより申込みをする場合は、どのようにするのか。

（実施機関）オンラインで申込みを完了させると、受付番号が表示される。その受付番号を粗大ごみにガムテープを貼って書き込む等の任意の方法で記入してもらい、収集員が受付番号を確認した上で、粗大ごみを収集する。

（A委員）今後ステッカーは使用しないのか。

（実施機関）ステッカーは電話申込みを受けた際に使用する。また、オンラインで申込みをした場合においても、支払の方法としてステッカーの購入を選択することが可能である。

（A委員）その場合、申込者にステッカーを送付するのか。

（実施機関）市からステッカーの送付はしない。申込者は、ステッカーを金融機関等で購入することになる。

（B委員）業者とは何の業者のことをいうのか。

（実施機関）ごみ収集支援システムの開発と維持管理を行っている業者のことである。

（B委員）粗大ごみの収集等は、委託しているのか。

（実施機関）粗大ごみの収集と申込みの受付業務を、それぞれ別の業者に委託している。

(B委員) 利用者がオンラインで申込みをする際に個人情報を入力することは、オンライン結合に該当しないという整理でよいか。

(事務局) 市が個人情報を入力するわけではなく、システムの利用者が自ら情報を入力するため、オンライン結合には該当しないと整理している。

(C委員) 利用者がシステムに個人情報を入力することが問題ではなく、市が申込者の個人情報をシステムに入力することがオンライン結合に該当するため諮問しているという整理でよいか。

(実施機関) そうである。

(B委員) システムのクラウドサーバはどの国にあるのか。

(実施機関) 大分市の会社にクラウドサーバがあり、そこで全て管理している。

(D委員) 今回委託する業者が管理しているサーバが大分市にあるということか。

(実施機関) そうである。

—他に質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。—

【諮問案件2】

食品営業許可業務において、クラウドサーバを活用した食品衛生申請等システムの導入に伴い、食品営業許可申請者等の情報をクラウドサーバとオンライン結合を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

諮問機関：健康福祉部保健所衛生対策課

実施機関：保健所衛生対策課（山口課長、須子補佐）

—資料をもとに保健所衛生対策課から説明—

(D委員) 許可申請をする団体がインターネットを通じて申請することが問題ではなく、紙媒体による申込みがあった場合に、紙に記載された個人情報をシステムに入力する行為がオンライン結合に該当するため、今回諮問しているという整理でよいか。

(実施機関) そうである。

(D委員) システムに入力する個人情報の中に市が把握している食品衛生法第52条第2項に規定する処分違反や許可取消に関する事項などの過去の情報も含まれるのか。

(実施機関) 入力する情報は、システム導入後になされる申請等に係る情報のみである。市が把握している処分違反や許可取消に関する情報は含まれない。

—他に質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。—

【諮問案件 3】

久留米市個人番号カード Web 予約システム導入業務において、個人番号カードの交付対象者に関する情報を業者が設置・管理する個人番号カード Web 予約システムのサーバとオンライン結合を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無(条例第10条第1項第2号)について

諮問機関：市民文化部市民課

実施機関：市民課（中川原課長、澁田主査）

—資料をもとに市民課から説明—

(C委員)既に個人番号カードを交付されている者の個人情報も提供の対象となるのか。

(実施機関)既に個人番号カードを持っている者の個人情報は提供しない。今後個人番号カードの交付を受ける者の個人情報が対象となる。

(C委員)個人番号カードを交付した後に、交付を受けた者の個人情報は削除するのか。

(実施機関)そうである。

(B委員)個人番号と管理番号は違うものだという認識でよいか。通知カードに記載している番号のことか。

(実施機関)個人番号は通知カードに記載している12桁の番号であり、管理番号は国があらかじめ個人番号カードの交付のために示している番号であるため、それぞれ違う番号である。

(B委員)通知カードに管理番号の記載はないのか。

(実施機関)記載していない。

(A委員)本人ではなく家族が予約することは可能か。

(実施機関)世帯主が他の家族の分と併せて予約をすることは可能である。受取については、代理人が受け取るためには条件があり、原則として本人が受け取りに行く必要がある。

(B委員)受取の際に管理番号、生年月日、氏名の情報があれば、本人以外の家族が個人番号カードの交付を受けることができるのではないか。

(実施機関)予約の際は管理番号と生年月日で予約ができるが、受取の際には必ず免許証や保険証などによる本人確認を必要としている。

(B委員)それらの身分証で本人確認をするということか。

(実施機関)そうである。個人番号カードの顔写真と本人を確認し、暗証番号も確認した上での交付となる。

(C委員)Web予約受付だけでなく、電話による受付も従来通り行うのか。

(実施機関)そうである。Web予約ができない環境の方もいるため、電話による受付も併用したいと考えている。

—他に質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。—

【諮問案件4】

AI-OCR及びRPAを導入予定の業務において、申請書等に記載された個人情報
を民間事業者が設置・管理するAI-OCRサーバとオンライン結合を行うことの公益
上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

諮問機関：総務部情報政策課

実施機関：情報政策課（長野課長、永田、池田）

—資料をもとに情報政策課から説明—

（C委員）現在、手書きによる申請書の情報を手入力して、データベース化しており、その入力過程を省力化することを目的としているという認識でよいか。

（実施機関）そうである。

（C委員）AI-OCRサーバとオンライン結合をすることについて諮問しており、RPAに関しては、オンライン結合には該当しないという認識でよいか。

（実施機関）そうである。

（C委員）紙の申請書の情報をAI-OCRサーバとオンライン結合をすることについて諮問しているということか。

（実施機関）そうである。

（B委員）AI-OCRの変換率はどの程度か。

（実施機関）約98～99%の正確性で文字データに変換できるシステムを導入しようと考えている。

（C委員）申請書のデータをAI-OCRサーバに送信し、文字データに変換されたデータを取得した後のシステム検索、転記、システム登録については、市役所内で行うという認識でよいか。

（実施機関）そうである。

（E委員）資料24ページの「システムの安全性について」において、申請書のPDFデータは、送信後5日以内にサーバ内から完全に削除されると記載されているが、市がデータを受け取った後に、サーバ内のデータを即時削除する機能はあるのか。

（実施機関）データを即時削除する機能があるかどうかについては、業者に確認する。今回のシステムは、申請書の文字データ化をリクエストする際に費用が発生する。そのため、市がPDFデータをAI-OCRに送信して、文字データをダウンロードしたのち、誤ってダウンロードした文字データを削除した場合などに、即時サーバ上から削除されていると、再度文字データ化をリクエストする必要があるため、費用が再び発生することになる。そのようなことを想定して、業者が5日間の期間を設定していると推測される。

（E委員）少しでも個人情報漏洩の危険性が少なくなるようにすべきである。サーバ上にデータを5日間残すより、市側が誤って削除しないようにし、サーバ上のデータは削除すべきではないか。

（実施機関）データの削除については、業者との細かい調整ができていないため、確認させていただきたい。

(会長) この案件については、業者に確認した後の判断にするか。

(E委員) そこまでは求めない。可能であれば、サーバ上のデータを即時削除するように要望する。

(会長) セキュリティに関しては、厳しく対応する方向でお願いします。他に意見や質問はないか。

(D委員) 以前承認した介護保険課がA I - O C Rを利用する案件の際は、介護保険認定申請に関して、申請後の処理期限があるため、事務の効率化を図りたいという趣旨であった。今回の14の業務については、限られた期限内に処理をしなければならないという基準により選定されたのか。

(実施機関) 業務によっては期限があるものもあるが、定型業務を効率化することにより、市全体としての生産性の向上に繋がりたいと考えている。

(会長) 他に質問はないか。

(B委員) 様式内に個人番号の欄があるが、どのように除くのか。

(実施機関) 個人番号は記載しないか、業務上記載が必要な場合は、スキャンする際に黒塗りにするという対応を考えている。

(会長) 今回は各課の業務が一度に承認されるという形になるがよいか。また、先ほどの意見を付した上で承認するということでよいか。

—他に質問や意見等はなく、この件に関しては、A I - O C Rサーバに提供した情報を可能な限り即時削除することの意見を付した上で承認される。—

【諮問案件5】

独立行政法人水資源機構からの求めに応じた農地台帳上の情報の提供について

- 1 農地台帳上の情報のうち、農地所有者、農地に設定された賃借権等の権利者及び耕作者の住所を外部提供することの公益上の必要性の有無（条例第9条第3項第4号）及び当該外部提供に係る本人通知の省略の適否（条例第9条第4項ただし書）について
- 2 農業委員会が保有する農地台帳上の情報をオンライン結合等（磁気記録媒体）により提供することの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

諮問機関：農業委員会事務局

実施機関：農業委員会事務局（横溝事務局長、柳瀬）

—資料をもとに農業委員会事務局から説明—

(B委員) 今回外部提供する個人情報の対象は、一般に公開されていない個人情報であるという理解でよいか。

(実施機関) そうである。

(B委員) それは資料3中の情報の全てか。

(実施機関) 資料3は、請求主体ごとの農地法における情報の公開の可否であり、今回

の外部提供の対象は、一般に公開されていない農地の所有者等の住所の情報である。
(B委員) 資料3中のインターネット及び窓口は、請求主体として一般を想定しているという理解でよいか。

(実施機関) そうである。

(B委員) 水資源機構が行おうとしている事業と、外部提供を求められている個人情報の関連性が不明確ではないか。また、公益上の必要性があると主張する理由が、水資源機構が公益的な主体であるからなのか、これから行おうとしている事業には公益性があるからなのかについても不明確であり、事業を行うに当たり提供を求められている情報が網羅的である点に違和感がある。

(B委員) 個人情報の提供を求める主体が土地改良区であれば、農地法により農地の所有者等の住所を含む個人情報を提供できるのか。

(実施機関) そうである。

(B委員) 水資源機構は土地改良区と同様に公的な機関であるから、情報提供したいということではないのか。

(実施機関) 水資源機構とは、水資源機構開発促進法の規定により、水資源基本計画に基づいて、水資源の開発や、用水を必要とする地域に対して水の安定的な供給を図ること等を目的としている公共的な行政法人である。今回、次期事業の検討をするに当たり、全体的な計画を立てるために、受益者等のデータの提供を受けたいということであった。

(E委員) 提供した住所をもとに水資源機構から農地の所有者等に直接何らかの通知を送付するのか。

(実施機関) 住所は、あくまでも名簿上で本人の特定のみを使用する。

(E委員) 3条資格者とは何か。

(実施機関) 土地改良法第3条に規定する土地改良事業に参加できる者である。例として、自作地における所有者、貸借地における耕作者が挙げられる。

(B委員) 農地の所有者や耕作者に直接連絡をとる必要があるため、水資源機構から情報の提供を求められているわけではないのか。

(C委員) 3条資格者に対して、次期事業の説明をすることが前提にあるのではないか。

(実施機関) 水資源機構から明示は無かったが、土地改良区への説明は予定されているので、3条資格者に対する説明を行うことも想定される。

(C委員) 説明自体はまだ近々の予定ではないが、将来の必要性のために、現段階で情報提供を求めているということか。

(実施機関) そうである。

(B委員) 水資源機構は県や国と同列だから、公益的な主体だということなのか。この事業が農林水産省から承継されたので、公益性があるということなのか。その辺りがよく分からない。また、本人通知省略の理由は不十分ではないか。

(事務局) 本案件については、実施機関において外部提供の必要性等についての整理が不十分であるため、改めて整理した上で、次回の審議会でも改めて説明させていただきたい。

—他に質問や意見等はなく、この件に関しては、次回の審議会で改めて説明することとなる。—

3 次回の開催について

以上

令和3年度第1回久留米市情報公開・個人情報保護審議会（定例会）会議概要（2日目）

日 時：令和3年4月26日（月） 午前10時～【オンライン会議】

審議者：吉岡会長、小路口委員、岡委員、紫藤委員、西田委員、松尾委員、宮崎委員、
吉弘委員 以上8名

事務局：舞弓主幹、吉本課長補佐、仁田原、鶴田

議事の概要

1 諮問案件の審議

【諮問案件6】

市民課が保有する住民基本台帳に係る情報（15歳以上の者の情報に限る。）を安全安心推進課が目的外利用することの公益上の必要性の有無（条例第9条第3項第4号）について

諮問機関：市民文化部市民課

利用機関：協働推進部安全安心推進課

実施機関：市民課（松尾補佐）、安全安心推進課（岡補佐）

—資料をもとに安全安心推進課から説明—

—質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。—

【諮問案件 7】

障害者福祉課が保有する障害者支援施設及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設への入所者に関する情報、長寿支援課が保有する養護老人ホームへの入所者に関する情報、介護保険課が保有する特別養護老人ホーム、特定施設及び介護保険施設への入所者に関する情報、並びにこども子育てサポートセンターが保有する妊産婦に関する情報を保健所健康推進課が目的外利用することの公益上の必要の有無（条例第9条第3項第4号）並びに目的外利用に係る本人通知の省略の適否（同条第4項）について

諮問機関：健康福祉部障害者福祉課、健康福祉部長寿支援課、
健康福祉部介護保険課、子ども未来部こども子育て
サポートセンター

利用機関：健康福祉部保健所健康推進課

実施機関：障害者福祉課（池末）、長寿支援課（堤主査）、介護保険課（藤木課長）、子ども子育てサポートセンター（大久保補佐）、保健所健康推進課（柴尾課長、古賀）

—資料をもとに保健所健康推進課から説明—

（B委員）資料中の「平成20年厚生労働省告示第3号」とはどのようなことを定めているのか。

（実施機関）特定健康診査の除外対象者を定めている。具体的には、妊産婦や、介護保険施設に入所している者等である。

（B委員）特定健康診査の除外対象者を把握することにより、対象者にのみ特定健康診査の案内をしたいということか。

（実施機関）最初に特定健康診査の案内をする際は、除外対象者を全て除くことはできないため、未受診者に受診勧奨をする際に除外対象者を除くことになる。

（G委員）未受診者の情報から、除外対象者を除いた上で、受診勧奨を行うという整理でよいか。

（実施機関）そうである。

（C委員）法定報告とは、本来は除外対象者を除いたデータを報告しなければならないのか。

（実施機関）そうである。

（C委員）現在は、除外対象者も含めて報告しており、その状況を是正するためにも、除外対象者の情報が必要だという理解でよいか。

（実施機関）そうである。

（会長）本人通知も省略するということだが、この案件については、承認ということだよいか。

—他に質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。—

【諮問案件 8】

検診等の受診勧奨に係る分析及び勧奨通知の作成を委託することに伴い、検診等の対象者の情報を受託者が設置・管理するクラウドサーバとオンライン結合を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

諮問機関：健康福祉部保健所健康推進課

実施機関：保健所健康推進課（柴尾課長、江上、古賀）

—資料をもとに健康推進課から説明—

（B委員）タイプ分析に基づいた個別勧奨とはどういうものか。

（実施機関）対象者の検診の受診歴などをA Iによって分析し、対象者のタイプ分けを行い、そのタイプごとに最も効果的な文言で受診勧奨をするというものである。

（B委員）医療機関の受診歴などに基づいてA I分析をするのか。

（実施機関）将来的には、医療機関の受診歴の情報を利用することも想定されるが、現時点では、過去の検診等の受診状況のみを利用することを考えている。

（B委員）提供する個人情報の中にレセプト電算コード情報データが含まれている。これは医療機関の受診歴の情報ではないのか。

（実施機関）先程の説明が誤っていた。ご指摘の通り、医療機関の受診歴である。治療を受けている検診等の未受診者に関しては、さらに細かい分析が必要となるため、委託業者から医療機関の受診歴の情報提供が求められている。

（B委員）過去の受診状況等をオンライン結合するとのことだが、どこがその分析を行うのか。

（実施機関）分析に関する特許を取得しており、厚生労働省の事業として様々な分析を行っている業者に委託する。

（B委員）分析と勧奨通知の作成業務を委託するということか。

（実施機関）そうである。

（会長）他に質問や意見はないか。膨大な個人情報がオンラインで送付されることになるがよいか。

（F委員）なぜ健康保険証の番号が必要なのか。

（実施機関）委託業者が全国的に同一のフォーマットで分析等を行っているため、標準的な仕様として、健康保険証の番号も含まれたデータを提供することとなっている。

（A委員）受診歴等の情報は、何年前のものまで提供の対象となるか。

（実施機関）3年前までの情報が提供の対象である。

（B委員）提供するデータにプライバシー性が高い情報が多く含まれているので、とても気になっている。今回委託する業者は、他の自治体からも委託を受けているのか。

個人情報 の 取扱い について 安全性 は 確保 されて いる のか。

(実施機関) 委託業者の資料によると、全国で約400以上の自治体の業務を受託している。なお、県内においては、福岡市も同じ業者に委託しており、久留米市より多数の個人情報を取り扱っているが、現在まで個人情報の漏えい等は無く、安全に運用されている。

(会長) この業者は、多くの自治体の業務を受託しているようである。この案件については承認してよいか。

—他に質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。—

※前回の補足説明

【諮問案件5】

独立行政法人水資源機構からの求めに応じた農地台帳上の情報の提供について

- 1 農地台帳上の情報のうち、農地所有者、農地に設定された賃借権等の権利者及び耕作者の住所を外部提供することの公益上の必要性の有無（条例第9条第3項第4号）及び当該外部提供に係る本人通知の省略の適否（条例第9条第4項ただし書）について
- 2 農業委員会が保有する農地台帳上の情報をオンライン結合等（磁気記録媒体）により提供することの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

諮問機関：農業委員会事務局

実施機関：農業委員会事務局（横溝事務局長、柳瀬）

—補足説明資料をもとに農業委員会事務局から説明—

(C委員) 前回の説明と大きく変わっており、驚いている。それはいいとして、提供する個人情報を利用し、農地の所有者等に通知や告知がされることはないのか。

(実施機関) そうである。

(C委員) 受益者の人数を正確に確認するために住所が必要ということか。

(実施機関) そうである。

(C委員) 受益者の正確な人数を確認した後は、住所の情報は削除するという理解でよいか。

(実施機関) 事業認定後に削除する。

(B委員) 最初からこのように説明していただけるとよかった。農地の所有者等の住所の情報を3条資格者の正確な人数の確認のみに利用するということが、個人情報保護条例第9条第7項の規定により、必要な制限を付した上で、個人情報を提供した方がよいのではないのか。

(実施機構) その点については、水資源機構と協定書を交わす予定であり、その内容に個人情報削除に係る規定等を盛り込むことを考えている。

(B委員) 水資源機構に提供した農地所有者等の住所は、3条資格者数の確認のみに利用され、事業認定後に、水資源機構が定める内部指針に従って削除するという条件を付して提供するということか。

(実施機関) そうである。

—他に質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。—

2 その他

* 諮問案件4の付帯意見の確認

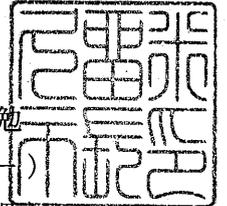
* 次回の開催について

以上

3こサ第806号
令和3年7月15日

久留米市情報公開・個人情報
保護審議会会長 様

久留米市長 大久保 勉
(子ども未来部こども子育てサポートセンター)
(健康福祉部保健所健康推進課)
(教育部学校教育課)
(健康福祉部障害者福祉課)



諮 問 書

久留米市個人情報保護条例第24条の規定により、下記のことについて貴審議会の意見を求めます。

記

子どもの笑顔給付金給付事業の実施に当たり、対象者を特定するため、こども子育てサポートセンター、健康推進課、学校教育課及び障害者福祉課が保有する個人情報を、家庭子ども相談課が目的外利用することの公益上の必要性の有無(条例第9条第3項第4号)について

【諮問案件1】

子どもの笑顔給付金給付事業の実施に当たり、対象者を特定するため、こども子育てサポートセンター、健康推進課、学校教育課及び障害者福祉課が保有する個人情報、家庭子ども相談課が目的外利用することの公益上の必要性の有無（条例第9条第3項第4号）について

諮問機関：子ども未来部こども子育てサポートセンター、健康福祉部保健所健康推進課、教育部学校教育課、健康福祉部障害者福祉課

利用機関：子ども未来部家庭子ども相談課

1 業務概要

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、久留米市は「子どもの笑顔給付金給付事業」（別紙1）（以下「子どもの笑顔給付金事業」という。）を実施する予定である。

今回実施しようとしている子どもの笑顔給付金事業は、多胎児がいる世帯、長期にわたり療養が必要な子どもがいる世帯、障害がある子どもがいる世帯など、他の子育て世帯より金銭的に負担が大きい世帯に対し、経済的に支援することを目的としている。

具体的な対象者は別紙1のとおりであり、基本的には、①産前産後サポート事業対象者、②小児慢性特定疾病医療給付受給者、③育成医療給付受給者、④通級指導教室対象者、⑤障害児福祉手当受給者、⑥未熟児養育医療給付受給者が対象者である。

今回、子どもの笑顔給付金事業の実施に当たり、その対象者を特定するため、①から⑥までの事業の担当部署から対象者情報を目的外利用することについて、お諮りするものである。

2 目的外利用をする個人情報の内容

- (1) 産前産後サポート事業対象者の情報【こども子育てサポートセンターが保有】

住所、氏名、生年月日、世帯コード、住基コード

- (2) 育成医療給付対象者の情報【こども子育てサポートセンターが保有】

住所、氏名、生年月日、世帯コード、住基コード及び保護者の住所、氏名、世帯コード、住基コード

- (3) 未熟児養育医療給付対象者の情報【こども子育てサポートセンターが保有】

住所、氏名、生年月日、世帯コード、住基コード及び保護者の住所、氏名、世帯コード、住基コード

- (4) 小児慢性特定疾病医療給付対象者の情報【保健所健康推進課が保有】

住所、氏名、生年月日、世帯コード、住基コード及び保護者の住所、氏名、世帯コード、住基コード

- (5) 通級指導教室に在籍する児童・生徒の情報【学校教育課が保有】

住所、氏名、生年月日及び保護者の住所、氏名

- (6) 障害児福祉手当の受給者の情報【障害者福祉課が保有】

住所、氏名、生年月日、世帯コード、住基コード及び保護者の住所、氏名、世帯コード、住基コード

3 公益上の必要性について（条例第9条第3項第4号）

個人情報 の 目的外利用 を することなく申請につなげる方法として、広報誌や市のホームページ又はチラシにより子どもの笑顔給付金の周知を行い、対象者による申請を促すという手法が考えられる。

しかしながら、この手法によると、問い合わせを通して対象者であることの確認がなされ、その後、申請書の送付、申請という経過を辿ることとなり、対象者にとっては申請に至るまでに手間と時間を要し、迅速な支援に支障が生じる。

この点、前述の6つの事業の所管課が保有する情報を目的外利用することにより対象者を正確に把握することができれば、対象者に対して説明資料とともに申請書を送付することが可能となる。申請書が同封されていれば、対象者としては、市へ問い合わせをすることなく直ちに申請手続を行うことができ、対象者に対して迅速な支援を行うことができる。

これらのことから、目的外利用をする公益上の必要性があると考ええる。

なお、当該目的外利用に係る本人通知（第9条第4項本文）は、子どもの笑顔給付金の申請書に上記4課が保有する個人情報を利用している旨を明記することにより行うものとする。

4 実施時期

審議会承認後

子どもの笑顔給付金給付事業概要

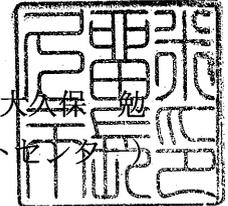
(〇)内は事業所管課

多胎児がいる世帯		障害のある子どもがいる世帯				
対象事業	<p>①産前産後サポート事業 【こども子育てサポートセンター】</p> <p>多胎妊産婦を対象に、多胎児育児経験者が、対象者の自宅等を訪問し、育児の相談、多胎児の乳幼児健診・予防接種時の同行支援、沐浴の補助、食事や排せつのサポートなどを行う事業（0～1歳児対象）</p>	<p>②小児慢性特定疾病医療給付 【保健所健康推進課】</p> <p>治療方法等の研究を行うとともに慢性疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とし、療養のために多額の費用を要するものについて、児童等の健全育成の観点からその医療費の自己負担分の一部を助成する制度</p>	<p>③育成医療給付 【こども子育てサポートセンター】</p> <p>身体に障害を有する児童、又は、現存の疾患を放置することで将来障害を残すと認められる児童に対し、その児童が生活能力を得るために必要な医療に対する費用の一部を公費により負担する制度</p>	<p>④通級指導教室 【学校教育課】</p> <p>通常学級に在籍しながら週1回程度特別な指導を受けるために指導教室に通う、発達上の困難さや言語の課題のある小学生及び中学生。（保護者の送迎が必要）</p>	<p>⑤障害児福祉手当 【障害者福祉課】</p> <p>精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方に支給される手当</p>	<p>⑥未熟児養育医療給付 【こども子育てサポートセンター】</p> <p>入院医療を必要とする未熟児（①出生時体重が2,000g以下の者又は②生活力がとくに薄弱であって規定の症状を示す者）に対し養育に必要な医療の給付</p>
給付金対象者	令和3年7月1日時点で久留米市に住民登録があり、令和3年度中に上記事業の対象となっている者					
対象世帯・者数	40世帯	290名	90名	290名	50名	70名
給付額	30,000円/世帯					50,000円/名
所得要件	なし	なし（上位所得者は自己負担限度額が上がるくみ）	市民税（所得割）=23万5千円以上は対象外	なし	(例)扶養0人の場合、本人（重度障害児）の収入が約518万円以上または扶養義務者の収入が約831万円以上は対象外	市民税（均等割）=1,423,501円以上は対象外
制度周知方法	広報くまめ、H.P、LINE					
申請方法	申請必要。各給付事業の受給者・通級在籍者に申請書を郵送。受付は原則郵送。					
支給方法	口座振込					
支給日	令和3年10月中					

3こサ第871号
令和3年7月15日

久留米市情報公開・個人情報保護審議会会長 様

久留米市長 大久保 勉
(子ども未来部こども子育てサポートセンター)



諮 問 書

久留米市個人情報保護条例第24条の規定により、下記のことについて貴審議会の意見を求めます。

記

母子保健事業や個別相談においてオンラインによる相談システムを導入することに伴い、個人情報をクラウドサーバとオンライン結合を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

【諮問案件 2】

母子保健事業や個別相談においてオンラインによる相談システムを導入することに伴い、個人情報クラウドサーバとオンライン結合を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

諮問機関：子ども未来部こども子育てサポートセンター

1 業務概要

本市では、妊娠・出産・育児を安心して行うことができるよう、また、子どもの健やかな成長を見守るため、各種の母子保健事業を行っている。

また、子ども・子育て等に関し総合的な相談に応じる個別相談も行っている。

これらのサービスや相談は、これまで対面で行ってきたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、昨年度からオンラインでも実施することとした。

オンラインツールとしては、ワークスマバイルジャパン株式会社（以下「ワークスマバイルジャパン」という。）が提供する企業向けクラウド型ビジネスチャットツール「LINE WORKS」を使用し、トーク、ビデオ通話等のオンラインによる相談を実施している。

オンラインによる相談を利用しようとする場合、まず利用者（要支援者）にQRコードを読み取ってもらい、市がユーザー登録を行う。（資料1）

次に市が利用者（要支援者）の表示を実名に修正し、連絡先情報に必要事項を追加する。これによりLINE WORKSの利用が可能となる。

ワークスマバイルジャパンが管理するクラウドサーバには、利用者（要支援者）が登録した情報に加え、後記2に記載する個人情報を市において登録する必要がある。また、利用者がサービス利用時や個別相談の際に送信した個人情報が含まれる画像や動画のデータをクラウドサーバ上に保管することとなる。

このアドレス帳への追加及びデータの保管がオンライン結合に当たるため、承認を求めものである。

なお、LINE WORKSを利用したオンライン相談は、既に令和2年度から開始していたが、認識不足によりクラウドサーバへの登録もオンライン結合に当たることを理解しておらず、審議会の承認を得ていなかった。現在、利用者の新規登録を一時控えるという措置をとっている状況であり、お詫びのうえ、あらためて審議をお願いするものである。

2 オンライン結合する個人情報の内容

・氏名

LINEユーザーが登録している名前から、氏名+担当者名で登録し、個人・担当者の特定と誤送信を防止する目的。

・生年月日

担当者不在時に緊急的な内容を受信した場合、健康かるてシステムで検索し、個人の経過記

録から要支援者の支援経過を把握し、他職員で対応する目的。

- ・宛名番号

一括出力し、健康かるてに登録されている情報と統合し、利用者の年齢やハイリスク要因等の事業評価分析に使用する目的。

- ・個人情報が含まれる画像、動画ファイル

対象乳幼児の健康状態や発達の様子を確認する目的。

3 公益上の必要性について（条例第10条第1項第2号）

新型コロナウイルスが流行する中、妊産婦や乳幼児等の保護者の、生活、健康、子育て等への不安は一層強まっている状況にあり、切れ目のない支援を行っていく必要がある。しかしながら、感染症への懸念から相談窓口への来訪を躊躇したり、拒否する者も少なくない。

また、要支援者の中には、望まない妊娠、精神疾患等の様々な要因により、支援を受けること自体に消極的な者も多い。

このようなことから、対面という方法だけで相談を行っていても、必ずしも支援が行き届かないこともある。本市においては、令和元年度から2年度にかけて、支援を拒否した者の乳幼児が死亡した案件が2件発生した。死因は事故によるものであったが、いずれも虐待リスク要因があり妊娠中から市が介入していたものの連絡に応じず、訪問にも拒否的な事例であった。

できる限り多くの要支援者を相談・支援につなげるためには、相談へのアクセスハードルを下げる必要がある。

LINEは、8,600万人以上(10代の94.4%、20代の97.7%、30代の94.9%)が利用するソーシャルメディア系サービスであり、コミュニケーションが苦手な人にとっては、対面や電話よりも本音を語りやすい媒体で、これまで相談支援につながりにくかった人たちに比較的使いやすいツールとなり得る。

また、LINE WORKSであれば、トークでのやり取り以外にも、画像や動画といった文字媒体以外の視覚的情報を容易に伝えることができるうえ、市からのPDFファイルでの情報提供、翻訳サイトを介しての外国人への対応も可能となる。(資料1)

このような手法を利用することで、市にとっても、対面に劣らない現状把握や保健指導が可能となり、具体的な支援に迅速につながることができる。さらに、やり取りの内容はテキスト形式で個人記録として保存することができるため、業務の円滑化にも資する。

電話や通知、ショートメールなどによる継続的アプローチにも関わらず連絡が取れない者、対象者の事情（仕事や精神症状等）により電話でのアプローチが困難な者、新型コロナウイルス陽性の妊産婦、日本語が得意ではない外国人妊産婦、聴覚障害者など、これまでの対面での相談によっては支援につなげることが困難であった者に対しても、LINE WORKSによってアプローチすることで支援につなげることが可能となり得るのであって、有益な支援ツールである。

以上のことから、オンライン結合によりLINE WORKSのアドレス帳へ個人情報を登録すること及びサーバ上に個人情報を含むデータを保管することには公益上の必要性がある。

4 個人の権利利益を侵害するおそれについて（条例第10条第1項第2号）

LINE WORKSの全ての通信は、安全に暗号化され日本国内のデータセンターに保管されている（資料2）。

資料3のとおり、ワークスマイルジャパンは、国際規格ISO/IEC27001、27017、27018の認証を取得しており、適切かつ必要十分な機密性と完全性を保持したセキュリティ対策を実施している。SOC2/SOC3（コンプライアンス・オペレーションに関する内部統制報告書）においても監査人からセキュリティやデータ管理を含め、一切の注意事項はなく、高いセキュリティ水準のサービス提供が行われていることを確認している。

さらに、ワークスマイルジャパンは、LINE WORKSサービス利用規約第16条において、データに対する一切の権利を放棄し、データは全てユーザーが管理することを定め、海外も含めた社内スタッフがユーザーデータを閲覧することはできない仕組みとなっている。サーバやデータのバックアップなど、定常的なサービス運用に必須の業務については、個別データを識別できない状態で一括して処理を行うため、運用に係る担当者もユーザーデータの内容を確認することができないようになっている。

加えて、侵入テストや脆弱性検査も定期的実施されている。

また、本市では、インターネットを介してサービスを提供するクラウドサービスの利用は、国の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に準拠することとしているところ、LINE WORKSは市情報政策課が示している利用基準のポイント（資料4）を満たしている。

以上のことから、個人の権利利益が侵害される恐れは極めて低いと考える。

5 オンライン結合時期

審議会答申後

LINEユーザーとトークを開始する方法

資料1

LINEユーザーとトークを開始するには、LINE側で友だちに追加されている必要があります

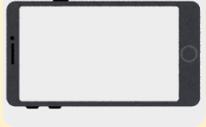
①LINE WORKSでLINEユーザーを招待する

■QRコードで追加



- 訪問や窓口など対面の時にQRコードを読み取ってもらう

■トークIDで追加



トークID

- LINE WORKSのトークIDをショートメールで送信する

■招待用リンクで追加



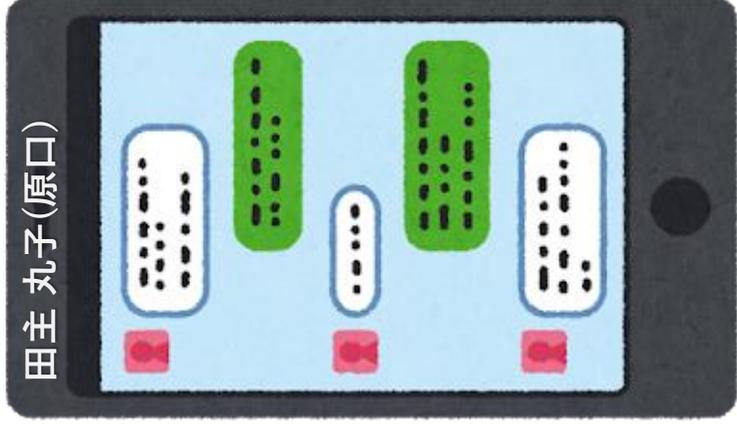
招待用リンク

- 招待用リンクをショートメールで送信する

②LINEでLINE WORKSユーザーを追加する

○LINE側で友達追加されると、WORKS側に自動でトークルームが作成され自動応答メッセージが送信される。
WORKS側で友達追加するとアドレス帳の外部ユーザーに登録される

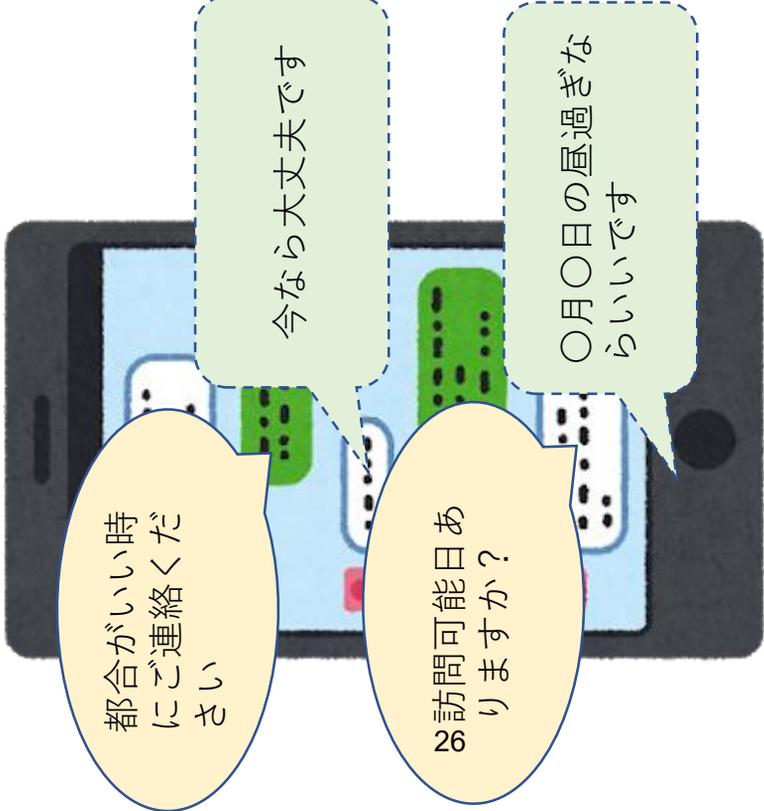
田主 丸子(原口)



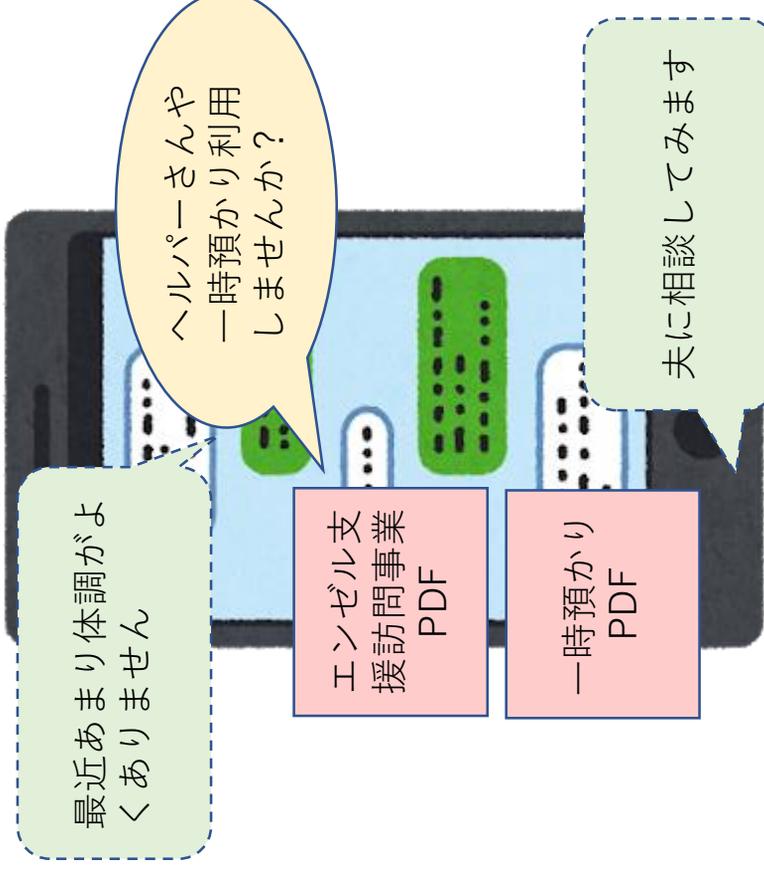
- LINEユーザーには公式アカウントとして追加される
- LINE表示名は実名ではない場合もある為、連絡先情報を修正し実名(担当者)表示
- 連絡先情報に生年月日宛名番号を追加する

活用例

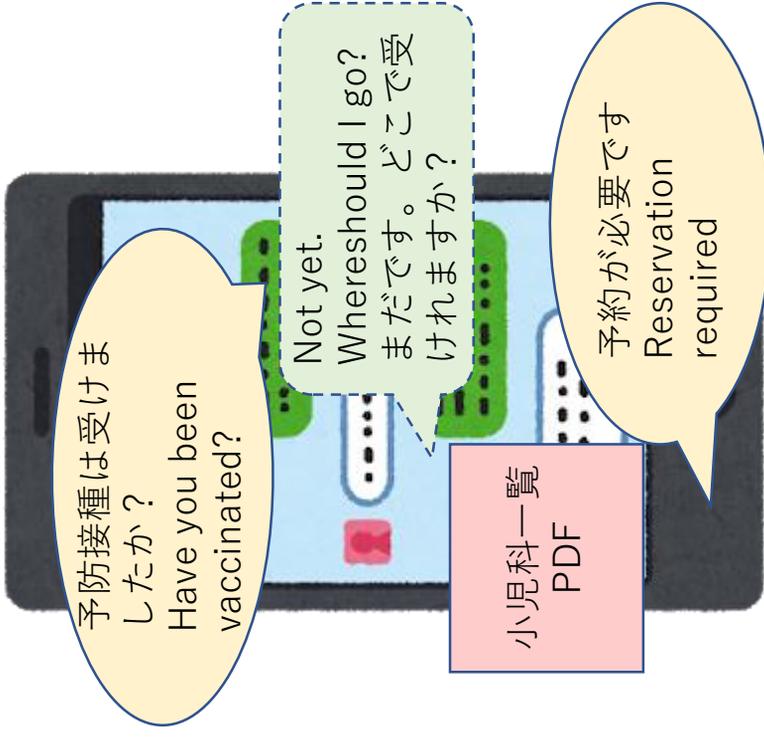
連絡困難者への支援ツール



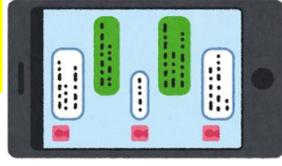
オンラインを生かした保健指導



外国人妊産婦への支援



LINEユーザーとトークは個人記録として保存可能



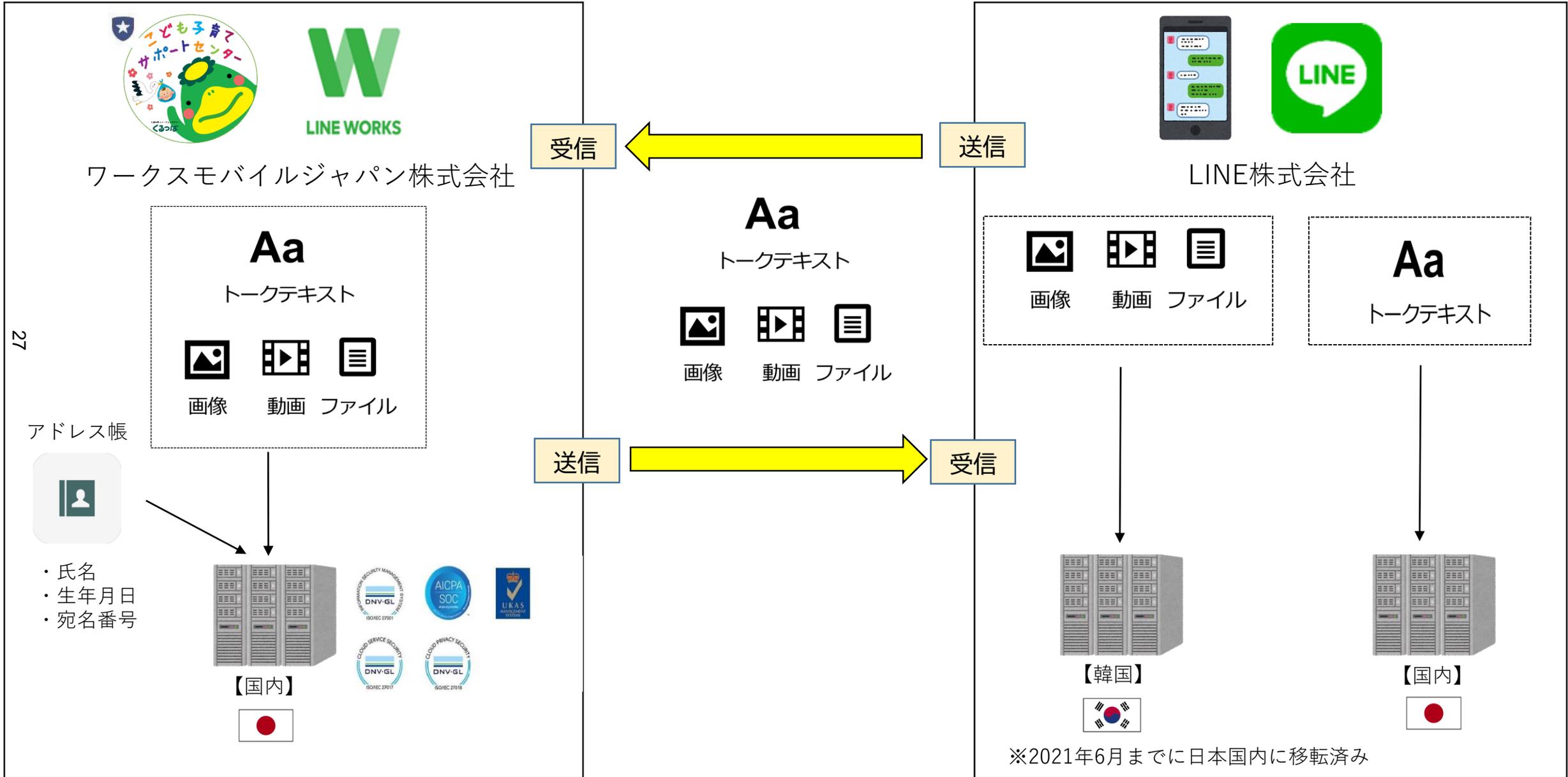
.txt形式で出力



健康かるて

久留米市

市民

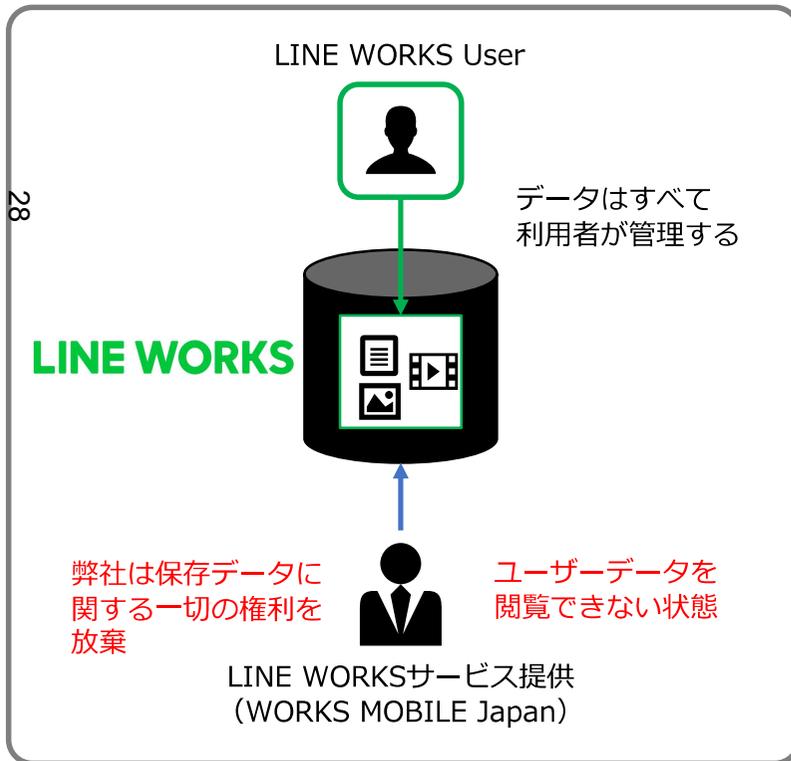


LINE WORKSにおける個人情報の取り扱いに関する基本情報

電気通信事業法、個人情報保護法など、日本の法令に基づいて、適正にサービスを提供しています。

第16条 データの取扱い LINE WORKS 利用規約 抜粋 (<https://line.worksmobile.com/jp/terms/>)

①お客様及びユーザーが本サービスに保存したすべてのデータ及び情報（以下、「保存データ」といいます。）は、お客様自身により直接管理するものであり本利用規約によってお客様から許可を得た範囲を除き、当社は、保存データについていかなる権利も取得しないものとします。



LINE WORKS

国際認証に準ずる内容にて、グローバル利用に適切かつ必要十分な安全性を保持運用については外部監査機関の監査を受けて報告書を受領
セキュリティ・データ管理を含め、一切の注記事項はなし

ISO/IEC27001 (情報セキュリティの管理方法に関する国際標準)
ISO/IEC27017 (クラウドセキュリティ認証)
ISO/IEC27018 (パブリッククラウドにおける個人情報保護に関する国際基準)
SOC2 / SOC3 (コンプライアンス・オペレーションに関する内部統制報告書)

部局長各位

e-市役所推進担当部長 山手 裕行
(総務部 情報政策課)

インターネットを介したクラウドサービスの利用について

インターネットを介したクラウドサービスの利用について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 利用にあたっての留意点

クラウドサービスの利用では、以下の事項に留意する必要があります。

- ・クラウドサービスの特性を理解し、明確な運用基準を定め、厳格に運用すること。

2 クラウドサービスの利用基準について

久留米市では、インターネットを介してサービスを提供するクラウドサービスの利用は、国の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」に準拠することとしており、クラウドサービスの利用基準のポイントは次のとおりです。

■クラウドサービスの利用基準のポイント

- 1 クラウドサービス事業者及び該当サービスの信頼性が十分であること。
 - ① 情報セキュリティ管理に関する認証制度の国際規格の1つである ISO/IEC27017*の認証を受けている。
 - ② 国内法以外の法令が適用されるリスクを評価して事業者を選定する。
- 2 クラウドサービスの特性を理解し、セキュリティ確保のために必要な対策を行うこと。
 - ① 情報流通経路全般を見渡した形でセキュリティ設計を行い、明確な運用基準を設ける。
 - ② 業務上で必要最小限の情報をクラウドサービスで管理するなど可能な限り情報漏洩のリスクを低減する。

このほか、詳細な基準に関しては、別紙のガイドラインを参照すること。

※安全なクラウドサービス利用のための分野別 ISMS 規格。ISMS は、Information Security Management System の略。

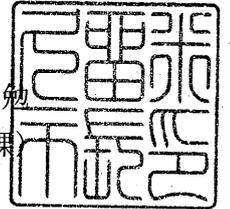
以上

問い合わせ先
総務部情報政策課 池神 三角
内線 9060

3家第1137号
令和3年7月15日

久留米市情報公開・個人情報保護審議会会長 様

久留米市長 大久保 勉
(家庭子ども相談課)



諮 問 書

久留米市個人情報保護条例第24条の規定により、下記のことについて貴審議会の意見を求めます。

記

児童相談及び婦人相談においてオンラインによる相談システムを導入することに伴い、個人情報をクラウドサーバとオンライン結合を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

【諮問案件3】

児童相談及び婦人相談においてオンラインによる相談システムを導入することに伴い、個人情報をクラウドサーバとオンライン結合を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

諮問機関：子ども未来部家庭子ども相談課

1 業務概要

本市では、児童虐待や配偶者からの暴力等（以下「DV」という。）への対応として、児童相談及び婦人相談を行っている。

これらの相談は、原則対面（相談窓口への来所や家庭訪問）で行ってきたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、昨年度からオンラインでも実施することとした。

オンラインツールとしては、ワークスマバイルジャパン株式会社（以下「ワークスマバイルジャパン」という。）が提供する企業向けクラウド型ビジネスチャットツール「LINE WORKS」を使用し、トーク、ビデオ通話等のオンラインによる相談を実施している。

オンラインによる相談を利用しようとする場合、まず利用者（要支援者）にQRコードを読み取ってもらい、市がユーザー登録を行う。

次に市が利用者（要支援者）の表示を実名に修正し、連絡先情報に必要事項を追加する。これによりLINE WORKSの利用が可能となる。

ワークスマバイルジャパンが管理するクラウドサーバには、利用者（要支援者）が登録した情報に加え、後記2に記載する個人情報を市において登録する必要がある。

このアドレス帳への追加がオンライン結合に当たるため、承認を求めるものである。

なお、LINE WORKSを利用したオンライン相談は、既に令和2年度から開始していたが、認識不足によりクラウドサーバへの登録もオンライン結合に当たることを理解しておらず、審議会の承認を得ていなかった。現在、利用者の新規登録を一時控えるという措置をとっている状況であり、お詫びのうえ、あらためて審議をお願いするものである。

2 オンライン結合する個人情報の内容

・氏名

LINEユーザーが登録している名前から、校区名＋氏名で登録し、個人の特定制と誤送信を防止する目的。

3 公益上の必要性について（条例第10条第1項第2号）

新型コロナウイルスの流行に伴い、長期間にわたり市民の行動が制限される中、児童虐待やDVが発生するリスクの高まりが懸念されるとともに、感染への不安から相談窓口への来所や家庭訪問を拒否する家庭も少なくなく、児童や保護者の安全確認が課題となっている。

また、児童虐待相談はその特殊性から、職員（相談員）と保護者が良好な関係とは限らず、

直接会うことを拒む家庭も多い。

このようなことから、対面という方法だけで相談を行っていても、必ずしも支援が行き届かないこともある。できる限り多くの要支援者を相談・支援につなげるためには、相談へのアクセスハードルを下げる必要がある。

L I N Eは、8,600万人以上(10代の94.4%、20代の97.7%、30代の94.9%)が利用するソーシャルメディア系サービスであり、コミュニケーションが苦手な人にとっては、対面や電話よりも本音を語りやすい媒体で、これまで相談支援につながりにくかった人たちに比較的使いやすいツールとなり得る。また、直接会うことは拒否する者でも、L I N Eでのやり取りであれば反応する者もいる。

さらに、L I N E WORKSであれば、トークでのやり取り以外にも、PDFファイル等の電子データの送信も容易に行うことができるため、市からのPDFファイルでの情報提供により、要支援者に必要な支援メニューの内容をよりの確に伝えることができる。

このような手法を利用することで、市にとっても、対面に劣らない現状把握が可能となり、具体的な支援に迅速につなぐことができる。

電話や通知、ショートメールなどによる継続的アプローチにも関わらず連絡が取れない者、相談窓口への来所や家庭訪問を拒否する者など、これまでの対面での相談によっては支援につなげることが困難であった者に対しても、L I N E WORKSによってアプローチすることで支援につなげることが可能となり得る。

以上のことから、オンライン結合によりL I N E WORKSのアドレス帳へ個人情報を登録することには公益上の必要性がある。

4 個人の権利利益を侵害するおそれについて（条例第10条第1項第2号）

L I N E WORKSの全ての通信は、安全に暗号化され日本国内のデータセンターに保管されている。

ワークスマイナルジャパンは、国際規格ISO/IEC27001、27017、27018の認証を取得しており、適切かつ必要十分な機密性と完全性を保持したセキュリティ対策を実施している。SOC2/SOC3（コンプライアンス・オペレーションに関する内部統制報告書）においても監査人からセキュリティやデータ管理を含め、一切の注意事項はなく、高いセキュリティ水準のサービス提供が行われていることを確認している。

さらに、ワークスマイナルジャパンは、L I N E WORKSサービス利用規約第16条において、データに対する一切の権利を放棄し、データは全てユーザーが管理することを定め、海外も含めた社内スタッフがユーザーデータを閲覧することはできない仕組みとなっている。サーバやデータのバックアップなど、定常的なサービス運用に必須の業務については、個別データを識別できない状態で一括して処理を行うため、運用に係る担当者もユーザーデータの内容を確認することができないようになっている。

加えて、侵入テストや脆弱性検査も定期的実施されている。

また、本市では、インターネットを介してサービスを提供するクラウドサービスの利用は、国の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に準拠することとしているところ、L I N E WORKSは市情報政策課が示している利用基準のポイントを

満たしている。

以上のことから、個人の権利利益が侵害される恐れは極めて低いと考える。

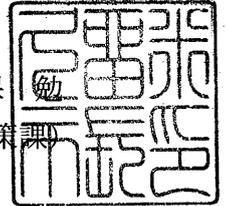
5 オンライン結合時期

審議会答申後

3情第1208号
令和3年7月15日

久留米市情報公開・個人情報保護審議会会長 様

久留米市長 大久保 勉
(総務部情報政策課)



諮 問 書

久留米市個人情報保護条例第24条の規定により、下記のことについて貴審議会の意見を求めます。

記

統合型地理情報システム運用業務において、サーバ機器の入替えを行うに当たり、データ移行作業の受託業者に対しオンライン結合を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

【諮問案件4】

統合型地理情報システム運用業務において、サーバ機器の入替えを行うに当たり、データ移行作業の受託者に対しオンライン結合を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

諮問機関：総務部情報政策課

1 業務概要

統合型地理情報システム（以下「統合型GIS」という。）とは、複数の部署がそれぞれで保有している情報（道路、河川、占用街路灯、災害情報、遊休農地情報、道路に関する要望等）を地図データとして書き込み、それらの個別の地図データ情報が集約されることで、庁内横断的な地図データの整備・利用が可能となるシステムのことである。

全庁的な利用が進んでおり、庁内LANに接続されたPCであればアクセスが可能である。なお、地図データ情報毎に、アクセスできる課を限定することで安易な情報共有化を制限している。

この統合型GISは従前から利用していたシステムであるが、サーバ機器は庁舎内にあるため、委託業者との間でオンライン結合を行う必要がなかった。

今回、老朽化に伴いサーバ機器を入れ替えることとなったが、データ移行作業を統合型GIS更新業務の受託者（以下「受託者」という。）の社内（庁舎外）で行う必要があるため、統合型GISに登録されている個人情報を外付ハードディスクドライブに格納し、受託者に提供することについて、オンライン結合の承認を求めるものである。

2 公益上の必要性について(条例第10条第1項第2号)

サーバ機器は令和3年8月に耐用年数の7年を迎え、そのまま使い続けると不具合が起きる可能性が高くなる。もし不具合が生じた場合、耐用年数を経過した機器はメーカー保証が受けられないため、統合型GISの利用ができない事態となる。そのような事態となった場合、統合型GISを日常的に利用している部署の業務に大きな支障が生じる。そのため、サーバ機器の入替えを行う必要性は高い。

次に、サーバ機器の入替え作業を行う場所についてであるが、庁舎内では、庁舎管理の観点から時間的な制約があり、受託者による円滑な作業に支障が生じかねない。さらに、庁舎内には十分な機器が揃っていないため、想定外の事態に即時に対応することが困難である上、距離的な問題から、受託者からの応援要員の確保にも支障が生じる。受託者の社内であれば、想定外の事態が発生した場合にも、社内にある機器等により、また、柔軟な応援要員の確保により即時の対応が可能である。

これらのことから、データ移行作業を限られた期間で効率的に、かつ確実にを行うためには受託者の社内で移行作業を行う必要がある、オンライン結合等を行うことについて公益上の必要性がある。

3 個人の権利利益を侵害するおそれについて(条例第10条第1項第2号)

情報提供は、移行データの容量が膨大であるため、受託者が手配する外付ハードディスクドライブに格納し、受託者の社員に直接手渡しをする方法で行う。移行作業が完了した後の現行

サーバ内、変換サーバ内及び外付ハードディスクドライブ内のデータは受託者に消去させ、受託者から市に対して報告書を提出させることとしている。(資料1)

受託者は、プライバシーマーク(※)の認定を受けており、「個人情報の保護に関する法律」及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に準拠し、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制の整備及び運用を行っている。

また、当該業務の実施(場所は福岡市の受託者開発拠点)において、以下のようなセキュリティ対策が講じられている。(資料2)

- ・データを管理するサーバが設置されている場所(機密エリア)は、常時施錠されており、施設管理者にて入退室の管理を行っている。
- ・サーバ等の機材は、セキュリティワイヤー等で結着されている。
- ・データにはパスワードを設定し、本業務を実施する者のみがアクセスできる環境を整備している。
- ・外部との通信は行わない。

※プライバシーマーク プライバシーマークとは、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が、個人情報の取扱いを適切に行っていると認める事業者に対し付与するものである。プライバシーマーク制度は、日本工業規格 JIS Q 15001 に基づいて第三者により客観的に評価される制度であることから、プライバシーマークの付与を受けた事業者にとっては、法律への適合性はもとより、自主的により高い保護レベルの個人情報保護マネジメントシステムを確立し、運用していることを示すものとなる。

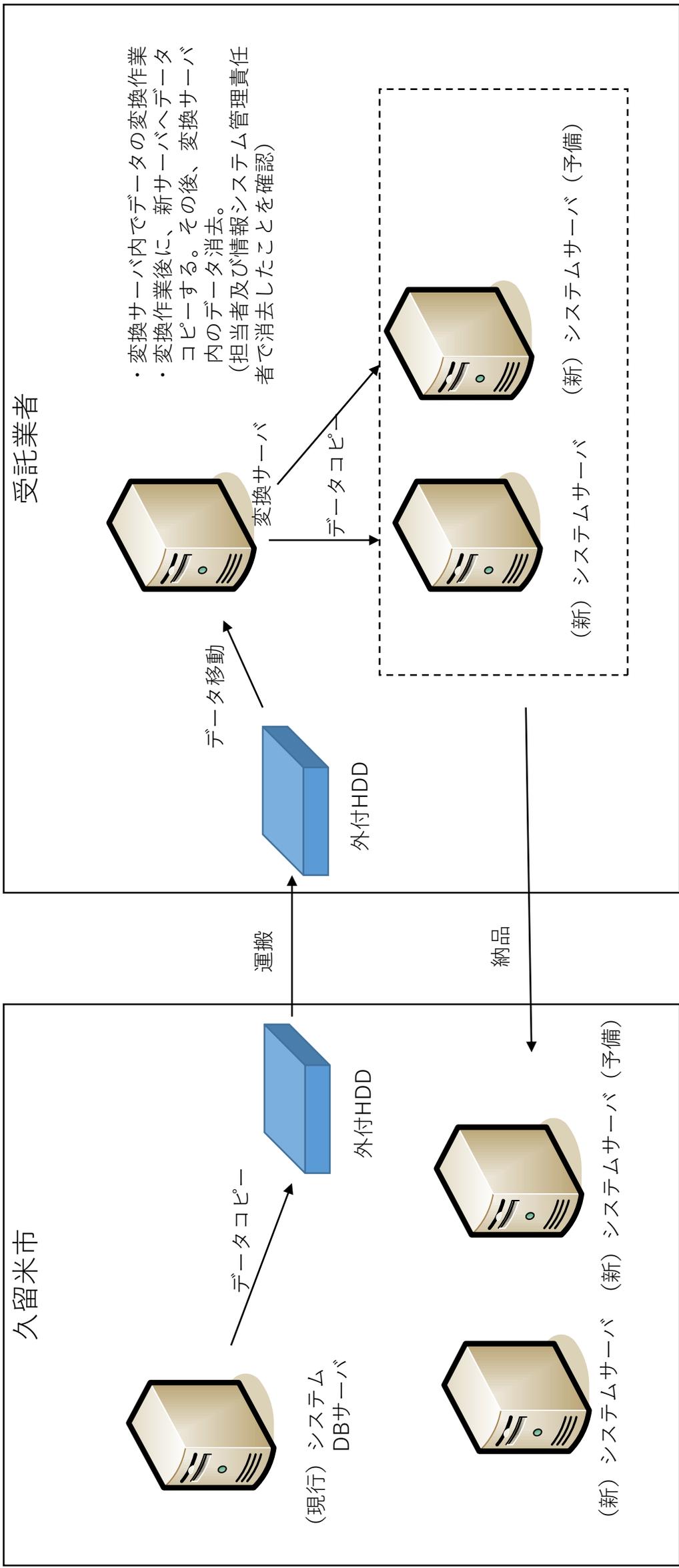
4 オンライン結合する個人情報の内容

統合型GISに登録されている個人の氏名、住所、電話番号等 約56,000件(資料3)

5 オンライン結合する時期及び個人情報利用期間

審議会承認後、令和3年7月中にオンライン結合により提供し、同年8月末まで利用。

データの流れ



個人情報を取り扱うサーバーの設置状況について

2021.5.24

大成ジオテック株式会社



- ・ 建物はセキュリティ会社と契約し、24 時間監視
- ・ 入退館の際は特定の社員が電磁式キーでセキュリティ解除・施錠
- ・ 個人情報を取り扱うサーバーは機密エリアに設置
- ・ 機密エリアは執務室とは分離され、外部と繋がる扉は常時施錠
- ・ 機密エリアへの入室は、社員であっても施設管理者の許可が必要で、入退室記録に記載
- ・ 物理的な個人情報借用品は、施設管理者が施錠する専用の管理棚に保管し、出し入れを記録
- ・ 個人情報電子データは、利用者を制限した専用サーバー・専用領域に格納
- ・ 個人情報は複製（保管）～破棄まで部門個人情報管理者の監督のもと実施
- ・ 個人情報の保護体制・記録は、月に 1 度、情報システム管理責任者が点検（ダブルチェック）

レイヤ名	登録件数	登録内容				
広域道路要望	258	要望者氏名	要望者住所	要望者連絡先		
陳情要望（農村整備）	3,949	申請人住所	申請人氏名	申請人電話番号	要望内容	
陳情要望（生活道路）	1,510	申請人住所	申請人氏名	申請人連絡関係者	要望内容	
道路陳情要望	2,172	申請人	申請人住所	申請人地番	申請人電話 要望内容	
災害状況H24	1,945	被害場所	通報者	通報者住所	通報者連絡先 通報内容 被災者氏名 被災者住所	
災害状況	5,206	被害場所	通報者	通報者住所	通報者連絡先 通報内容 被災者氏名 被災者住所	
災害時要援護者	6,502	住所				
民生委員	566	氏名	電話番号			
令和元年7月大雨被害（消毒対応分）	365	相談者氏名	住所	消毒箇所住所		
林地地番図2019	8,292	登記所有者氏名	登記所有者氏名カナ	登記所有者住所		
森林計画図簿	13,086	所有者氏名	所有者カナ			
林地地番図	8,292	登記所有者氏名	登記所有者氏名カナ	登記所有者住所		
ため池	121	所有者氏名	管理者氏名			
占用街路灯	1,893	管理者氏名				
自営住管理	42	氏名	住所			
53条許可	200	申請者名				
公拡法	175	申請場所	申請者名			
立地適正化	56	申請場所	申請者名			
風致地区	18	申請者名	申請者住所			
遊休農地	1,606	所有者氏名	所有者住所			
樋管台帳	209	操作人氏名	カナ	住所	電話番号	
計	56,463					

令和2年度久留米市情報公開制度の運用状況

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

1 公文書の開示請求の内訳

令和2年度における公文書の開示請求は、456件でした。

開示の方法は、閲覧請求が3件、写しの交付請求が288件、閲覧及び写しの交付請求が165件となっています。

公文書の開示請求の内訳 (単位：件)

請求件数	開示方法			
	閲覧	視聴	写しの交付	閲覧及び写しの交付
456	3	0	288	165

2 公文書の開示請求に係る処理の内訳

令和2年度における開示請求(456件)の処理の内訳をみると、開示したものが231件、不開示が1件、部分開示が124件、存否応答拒否が2件、不存在が98件となっています。

なお、2件の審査請求が行われています。

文書請求に係る処理の内訳 (単位：件)

区分	請求件数	処理の内訳							審査請求
		開示	不開示	部分開示	存否拒否	不存在	取り下げ	その他	
(市内)	307	117	1	97	2	90	0	0	2
(市外)	149	114	0	27	0	8	0	0	
合計	456	231	1	124	2	98	0	0	

3 部分開示・不開示・存否応答拒否・不存在文書の内訳

令和2年度の情報公開請求で部分開示(124件)とされたものの理由をみると、個人情報(条例第7条第1号)が111件、法人等情報(同条第2号)が51件、審議・検討等に関する情報(同条第3号)が3件、事務又は事業に関する情報(同条第4号)が6件となっています。

また、不開示の件数は1件、存否応答拒否の件数は2件、不存在の件数は98件でした。

部分開示・不開示・存否応答拒否・不存在文書の内訳

部分開示（124件）

【実施機関：市長】

所管部課	件数	条例7条該当号及び件数の内訳	
総務部	7	1号	3
		1号・2号該当	2
		1号・4号該当	2
協働推進部	6	1号	3
		2号	2
		1号・2号該当	1
市民文化部	41	1号	38
		2号	1
		1号・2号該当	2
シティプラザ総務	1	1号	1
健康福祉部	12	1号	2
		2号	2
		1号・2号該当	8
保健所	7	1号	2
		1号・2号該当	3
		1号・7号該当	1
		1号・2号・3号該当	1
環境部	11	1号	4
		2号	3
		1号・2号該当	3
		1号・2号・5号該当	1
農政部	2	2号	1
		1号・2号該当	1
都市建設部	12	1号	9
		4号	1
		1号・2号該当	1
		1号・2号・4号該当	1

【実施機関：企業管理者】

所管部課	件数	条例7条該当号及び件数の内訳	
上下水道部	14	1号・2号該当	14

【実施機関：教育委員会】

所管部課	件数	条例7条該当号及び件数の内訳	
教育部	10	1号	3
		3号	2
		4号	1
		1号・2号該当	3
		1号・4号該当	1

【実施機関：議会】

所管部課	件数	条例7条該当号及び件数の内訳	
議会事務局	1	1号・2号該当	1

※凡例 「条例7条該当号」（部分開示等の理由）

- 1 ⇒ 個人に関する情報（第1号）
- 2 ⇒ 法人等に関する情報（第2号）
- 3 ⇒ 審議、検討等に関する情報（第3号）
- 4 ⇒ 事務又は事業に関する情報（第4号）
- 5 ⇒ 公共の安全等に関する情報（第5号）
- 6 ⇒ 法令秘等に関する情報（第6号）
- 7 ⇒ 任意提供に関する情報（第7号）
- 8 ⇒ 社会的差別に関する情報（第8号）

不開示（1件）

【実施機関：教育委員会】

教育部 1件（条例第7条第4号該当）

存否応答拒否（2件）

【実施機関：市長】

健康福祉部 1件、保健所 1件

不存在（98件）

【実施機関：市長】

総務部 14件、市民文化部 69件、健康福祉部 2件、都市建設部 6件

【実施機関：企業管理者】

上下水道部 1件

【実施機関：教育委員会】

教育部 6件

4 一般の利用に供することを目的とする情報の提供

久留米市情報公開条例における公文書以外の文書（一般の利用に供することを目的とする情報（都市計画図、道路台帳、官民境界確定図、下水道台帳、行政資料など）をいう。）について、久留米市情報公開条例に規定する開示等請求手続とは別の手続により提供した情報の件数は次のとおりでした。

情報提供の内訳 (単位：件)

閲覧	写しの交付	刊行物有償頒布	計
1,080	23,965	162	25,207

5 情報公開コーナー別公文書開示等請求状況

各情報公開コーナーの公文書開示請求状況は、市民文化部 122 件で最も多く、次いで都市建設部 69 件、健康福祉部保健所 59 件、企業局上下水道部 50 件、教育部 40 件、総務部 36 件、環境部 23 件、健康福祉部 18 件 等となっています。

情報公開コーナー別請求件数 (単位：件)

実施機関	情報公開コーナー	開示請求	情報提供	計
市長	総合政策部情報公開コーナー	1	0	1
	総務部情報公開コーナー	36	13	49
	協働推進部情報公開コーナー	11	0	11
	秘書室情報公開コーナー	2	0	2
	会計室情報公開コーナー	0	0	0
	市民文化部情報公開コーナー	122	0	122
	シティプラザ総務情報公開コーナー	2	0	2
	健康福祉部情報公開コーナー	18	0	18
	健康福祉部保健所情報公開コーナー	59	0	59
	子ども未来部情報公開コーナー	0	0	0
	環境部情報公開コーナー	23	0	23
	農政部情報公開コーナー	7	0	7
	商工観光労働部情報公開コーナー	3	0	3
	都市建設部情報公開コーナー	69	5,714	5,783

	田主丸総合支所情報公開コーナー	4	0	4
	北野総合支所情報公開コーナー	2	0	2
	城島総合支所情報公開コーナー	3	0	3
	三瀨総合支所情報公開コーナー	2	0	2
企業管理者	上下水道部情報公開コーナー	50	19,480	19,530
教育委員会	教育部情報公開コーナー	40	0	40
選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局情報公開コーナー	1	0	1
公平委員会	公平委員会事務局情報公開コーナー	0	0	0
監査委員	監査委員事務局情報公開コーナー	0	0	0
農業委員会	農業委員会事務局情報公開コーナー	0	0	0
議会	議会事務局情報公開コーナー	1	0	1
土地開発公社	土地開発公社情報公開コーナー	0	0	0
固定資産評価審査委員会事務局	固定資産評価審査委員会事務局情報公開コーナー	0	0	0
	合計	456	25,207	25,663

注 「情報公開コーナー」とは、各部局（27か所）の総務等に設置する情報公開の窓口をいう。

6 審査請求の状況

令和2年度の審査請求件数は、2件でした。

審査請求の状況

審査請求の内容	実施機関の処分	情報公開、個人情報保護審査会		
		諮問年月日	答申年月日	答申内容
公文書の存否を明らかにしない決定通知書（令和2年6月8日付け2健総第40号）による公文書の存否を明らかにしない決定の取消しを求める。	存否応答 拒否	R2.6.15	R2.9.18	久留米市健康福祉部の行った公文書の存否を明らかにしない決定は妥当である。
公文書部分開示決定通知書（令和2年6月22日付け2総医第1851号）による公文書部分開示決定により不開示とされた新型コロナウイルス死亡者及び新型コロナウイルス感染者に関する情報の開示を求める。	部分開示	R2.7.22	R2.11.17	久留米市保健所の行った公文書部分開示決定において、別表に掲げる部分（患者が久留米市居住という情報など、既に公になっているにもかかわらず開示されていなかった情報）はこれを取り消して開示すべきであり、そ

				の余の部分については不 開示とした決定は妥当で ある。
--	--	--	--	-----------------------------------

7 情報公開・個人情報保護審査会の状況

令和2年度は、情報公開・個人情報保護審査会を6回開催しました。

情報公開・個人情報保護審査会

回数	開催日・場所	会議内容及び諮問事項
1	令和2年5月1日 ～5月13日 書面決議	会長の選任について 諮問に対する答申期間の延長について
2	令和2年8月4日 市役所301会議室	審査請求に関する諮問について（都市建設部） 審査請求に関する諮問について（健康福祉部）
3	令和2年9月2日 メルクス3階会議室	審査請求に関する諮問について（健康福祉部） 審査請求に関する諮問について（保健所）
4	令和2年9月18日 メルクス3階会議室	審査請求に関する諮問について（保健所） 審査請求に関する諮問について（健康福祉部）
5	令和2年10月13日 メルクス2階会議室	審査請求に関する諮問について（保健所）
6	令和2年11月10日 メルクス2階会議室	審査請求に関する諮問について（保健所）

8 職員研修及び意識啓発の状況

令和2年4月 新規採用職員への情報公開制度の研修（集合研修は行わず資料提供のみ）

令和2年5月 任期付非常勤職員への情報公開制度の研修（集合研修は行わず資料提供のみ）

令和2年度久留米市個人情報保護条例の運用状況

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

1 個人情報業務の登録状況

実施機関からの個人情報保管等に係る業務の届出件数は、下記のとおりです。令和2年度の件数は、登録が6件、変更が1件、廃止が0件となっています。

(単位 件)

実施機関	登録	変更	廃止
市長	6	1	0
企業管理者	0	0	0
教育委員会	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0
公平委員会	0	0	0
監査委員	0	0	0
農業委員会	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0
議会	0	0	0
土地開発公社	0	0	0
合計	6	1	0

参考 令和2年度個人情報業務の登録をした業務名

	登録区分	業務の名称	所管課
1	開始	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関する業務	健康福祉部保健所地域保健課
2	開始	新型コロナウイルス対策業務	総務部総務課
3	開始	つながり届く市民活動推進補助金	協働推進部協働推進課
4	開始	成年後見制度利用支援事業	健康福祉部長寿支援課
5	開始	外国人相談窓口案内の配付及び外国人住民調査業務	協働推進部広聴・相談課
6	開始	市民センター防犯カメラ設置及び運用	市民文化部各市民センター
7	変更	市民センター防犯カメラ設置及び運用	市民文化部各市民センター

2 目的外利用・外部提供の届出状況

令和2年度の目的外利用・外部提供の届出状況は、下記のとおりです。目的外利用が11件、外部提供が278件となっています。

実施機関	目的外利用	外部提供
市長	11	233
企業管理者	0	15
教育委員会	0	30
選挙管理委員会	0	0
公平委員会	0	0
監査委員	0	0
農業委員会	0	0
固定資産評価委員会	0	0
議会	0	0
土地開発公社	0	0
合計	11	278

目的外利用 11 件の内訳は、条例第 9 条第 3 項第 3 号（生命等の保護）を適用しコロナ禍の影響に対応するための子育て世帯臨時特別給付金などの各種給付金支給業務が 6 件、審議会の答申によるものが 3 件、及び災害対策基本法を根拠に被災者台帳作成など法律に基づくものが 2 件となっています。

条例第 9 条第 3 項第 3 号（生命等の保護）適用 6 件の内訳

利用先業務名	目的外利用した業務	目的外利用した項目
子育て世帯臨時特別給付金給付業務	児童手当支給業務	児童手当受給者情報のうち、受給者氏名、住所、児童の氏名、生年月日 等
子育て世帯臨時特別給付金給付業務	児童手当支給業務 （人事厚生課）	児童手当受給者情報のうち、受給者（本市職員）の氏名、住所、児童の氏名、生年月日 等
ひとり親家庭支援給付金支給業務	児童扶養手当支給業務	児童扶養手当受給者情報のうち、受給者氏名、住所、児童の氏名、生年月日 等
ひとり親世帯臨時特別給付金支給業務	児童扶養手当支給業務	児童扶養手当受給者情報のうち、受給者氏名、住所、児童の氏名、生年月日 等
特別定額給付金支給業務	国民健康保険料納付指導滞納整理業務	納付指導記録にある氏名、住所、送付先、電話番号（給付金通知書の宛所不明返送分の再送のため）
妊娠出産支援特別給付金支給業務	住民基本台帳業務	令和 2 年 4 月 28 日から令和 2 年 7 月 1 日までに生まれた住民の氏名、住所、生年月日、親の氏名、住所、生年月日 等

3 自己情報の開示等請求の状況

自己に関する個人情報の開示請求状況は、下記のとおりです。

令和 2 年度の請求件数は、開示請求 111 件の内、閲覧 31 件、写しの交付 56 件、閲覧・写しの交付 24 件となっています。処理状況は、全部承諾 67 件、一部承諾 34 件、不存在 9 件、拒否 1 件、取下げ 0 件となっています。

区分		請求件数	処理の内訳				
			承諾	一部承諾	不存在	拒否	取下げ
開示	閲覧	31	30	1	0	0	0
	写しの交付	56	29	22	4	1	0
	閲覧・写しの交付	24	8	11	5	0	0
	視聴	0	0	0	0	0	0
訂正		0	0	0	0	0	0
利用の停止		0	0	0	0	0	0
消去		0	0	0	0	0	0
提供の停止		0	0	0	0	0	0
合計		111	67	34	9	1	0

一部承諾・拒否・不存在文書の内訳

一部承諾（34件）

【実施機関：市長】

所管部課	件数	条例14条の2第1項該当号及び件数の内訳	
市民文化部	11	1号	2
		2号	5
		1号・2号該当	4
健康福祉部	20	1号	15
		2号	2
		1号・6号・8号該当	1
		1号・2号・6号該当	1
		2号・5号・6号該当	1
都市建設部	2	1号・2号該当	2
上下水道部	1	1号・2号該当	1

※凡例 「条例14条の2第1項該当号」（一部承諾の理由）

- 1 ⇒ 個人に関する情報（第1号）
- 2 ⇒ 法人等に関する情報（第2号）
- 3 ⇒ 法令秘等に関する情報（第3号）
- 4 ⇒ 国等からの委託等に関する情報（第4号）
- 5 ⇒ 審議・検討等に関する情報（第5号）
- 6 ⇒ 事務又は事業に関する情報（第6号）
- 7 ⇒ 公共の安全等に関する情報（第7号）
- 8 ⇒ 個人の評価等に関する情報（第8号）

不存在（9件）

【実施機関：市長】

市民文化部 5件、健康福祉部 4件

拒否（1件）

【実施機関：市長】

健康福祉部 1件

4 審査請求の状況

令和2年度には、審査請求はありませんでした。

なお、令和元年度中（R2.3.18）に諮問された案件については、R2.9.4に審査請求が取下げられました。

5 情報公開・個人情報保護審議会の状況

令和2年度は、情報公開・個人情報保護審議会を6回開催しました。

回数	開催日・場所	会議内容及び諮問事項	結論
1	令和2年4月7日～ 令和2年5月7日 書面決議	諮問案件の審議 ・人事給与出退勤システムのクラウド化に伴い、委託事業者へオンライン結合等により職員の個人情報を提供することの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について	承認
2	令和2年4月27日 ～令和2年5月7日 書面決議	諮問案件の審議 ・「子育て世帯への臨時特別給付金」の通知文発送業務を民間事業者へ委託するに当たり、市が管理する支給対象者の情報を、オンライン結合等により受託事業者へ提供することにかかる公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について	承認
3	令和2年4月30日 ～令和2年5月7日 書面決議	諮問案件の審議 ・「特別定額給付金」の申請書送付及び申請情報入力業務等を民間事業者へ委託するに当たり、市が管理する支給対象者の情報を、オンライン結合等により受託事業者へ提供することにかかる公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について	承認
4	令和2年7月21日 職員会館メルクス3 階会議室	諮問案件の審議 ・令和2年国勢調査の実施に係る調査関係書類・用品の保管、仕分け及び配送等業務を委託するに当たり、調査員の氏名等の情報を委託業者にオンライン結合によって提供することの公益上の必要性及	承認

		び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について	
5	令和2年10月23日 市役所305会議室	<p>諮問案件の審議</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康保険課が保有する国民健康保険被保険者の加入状況及び高額療養費自己負担額区分に関する情報並びに市民課が保有する住民基本台帳に係る情報を地域保健課が目的外利用することの公益上の必要の有無（条例第9条第3項第4号）並びに目的外利用に係る本人通知の省略の適否（同条第4項）について 障害者福祉課が保有する障害者手帳所持者に関する情報（次年度就学予定児のものに限る。）を市教育委員会が目的外利用することの公益上の必要性の有無（条例第9条第3項第4号）及び目的外利用に係る本人通知の省略の適否（同条第4項）について 介護保険認定申請情報の登録業務において、AI-OCR及びRPAの導入に伴い、申請書に記載された個人情報を民間事業者が設置・管理するAI-OCRサーバとオンライン結合等を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について 建築確認等の台帳の整備・保管業務において、クラウドを活用したICBAシステムの導入に伴い、建築確認申請等の情報をクラウドサーバとオンライン結合等を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について 教育機関向けに提供する、クラウドを活用した教育システムの導入に伴い、久留米市立小学校、中学校、特別支援学校及び高等学校の児童生徒に関する情報を、クラウドサーバとオンライン結合等を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について 	承認
6	令和3年1月15日 ～令和3年1月27日 書面決議	<p>諮問案件の審議</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の予防接種に係る接種券等の印刷・郵送業務を外部委託するに当たり、当該予防接種の対象者の個人情報をオンライン結合により受託者へ提供することの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について 市民課が保有する住民基本台帳に係る情報（外国人住民であって、世帯主であるものの情報に限る。）を広聴・相談課が目的外利用することの公益上の必要性の有無（条例第9条第3項第4項）について 	承認

6 運用状況の公表

令和元年度の久留米市個人情報保護制度の運用状況は、令和2年8月7日に久留米市告示第381号で公表しました。なお、久留米市のホームページ上においても公表しています。

7 職員研修及び意識啓発

令和2年4月 新規採用職員への情報公開制度の研修（集合研修は行わず資料提供のみ）

令和2年5月 任期付非常勤職員への情報公開制度の研修（集合研修は行わず資料提供のみ）

特定個人情報の取扱いに関する監査結果

特定個人情報の取扱いに関する監査の結果は以下のとおりでした。

1. 監査実施期間 令和2年12月15日から令和2年12月22日まで

2. 監査員 下記メンバーで監査を実施した。

所属	氏名	担当
総務部総務課	大石 雄一	監査責任者
〃	吉本 真祐	監査員
〃	中島 大	〃
〃	仁田原 暁	〃
〃	石丸 和寛	〃
〃	渡邊 領	〃
〃	鶴田 紗耶	〃
総務部情報政策課	相園 譲光	〃
〃	大村 安章	〃
〃	中道 健太	〃
〃	甲斐 裕幸	〃

3. 監査範囲

① 対象事務

久留米市において全項目評価書又は重点項目評価書の作成が義務付けられている事務

- ・ 住民基本台帳に関する事務
- ・ 地方税の徴収事務
- ・ 個人住民税賦課に関する事務
- ・ 軽自動車税賦課に関する事務
- ・ 健康診査、各種検診、歯科保健事業関係事務

② 対象課等

対象事務を実施する課

- ・ 市民課
- ・ 税収納推進課
- ・ 市民税課
- ・ 保健所健康推進課
- ・ 保健所地域保健課
- ・ 田主丸総合支所市民福祉課
- ・ 北野総合支所市民福祉課
- ・ 城島総合支所市民福祉課
- ・ 三瀨総合支所市民福祉課
- ・ 耳納市民センター
- ・ 筑邦市民センター
- ・ 上津市民センター
- ・ 高牟礼市民センター
- ・ 千歳市民センター

4. 監査基準

① 法律

・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 等

② 条例

・久留米市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

・久留米市個人情報保護条例 等

③ 規則

・久留米市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則

・久留米市情報セキュリティ規則

④ ガイドライン等

・特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン

・特定個人情報保護評価書

5. 監査目的

特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン等により義務付けられている特定個人情報の取扱いに関する安全管理措置が適切に実施されているかについて監査を行う。

6. 監査所見

下記の評価結果であった。

評価基準	判定
指摘事項	5件
助言	0件

7. 監査結論

監査の結果、次のとおりであった。

本市における特定個人情報の取扱いに関する監査を実施した結果、監査基準に照らし、5件の指摘事項があった。

本監査では、特定個人情報保護評価における全項目評価及び重点項目評価を実施した個人番号利用事務を対象として、監査を実施したが、直ちに特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係わる重大な事態、あるいは番号法に設けられた「特定個人情報の利用制限」「特定個人情報の安全管理措置等」及び「特定個人情報の提供制限等」の保護措置に対する違反に発展する可能性がある指摘はなかった。

しかしながら、昨年度と同様の指摘事項が見受けられるなど、特定個人情報等の取扱い、管理を適切に行わなければならないという意識が薄い課がある。これを機会に、速やかに指摘事項を是正するとともに、職員の意識醸成等の取組を実施してもらいたい。

以上

監査基準

【特定個人情報保護評価書】

個人住民税賦課に関する事務 全項目評価書

軽自動車税賦課に関する事務 重点項目評価書

健康診査、各種検診、歯科保健事業関係事務等 重点項目評価書

Ⅲ リスク対策

リスク： 委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定

規定の内容

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定

特定個人情報を含む全てのデータに対して以下のことを契約書に明記している。

- ・個人情報の保護の重要性を認識し、事務の実施にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取り扱いを適正に行わなければならない。
- ・委託業務の着手にあたり、従事者等の個人情報保護に関する誓約書を、甲に提出しなければならない。この場合において、記名は本人の直筆でなければならない。
- ・従事者等に対して、在職中及び退職後において、事務に関して知り得た情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他、個人情報の保護に関し必要な事項及び久留米市個人情報保護条例第34条又は第35条の規定に該当した場合は罰則の適用あることを周知するものとする。
- ・従事者等に対して、個人情報保護に関する認識を高めるための研修を半年に一回（従事者等に変更があった場合はその都度）行い、甲に研修実施に関する報告書を提出しなければならない。
- ・業務を行うために個人情報を保有するときは、その業務の目的を明確にするとともに、業務目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- ・業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- ・業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。
- ・業務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。
- ・個人情報の授受、複製、返還、廃棄を行うときは、定める様式に記録し、承認を受けなければならない。
- ・事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

指摘事項

【対象】

市民税課・保健所健康推進課・保健所地域保健課

【指摘事項】

特定個人情報保護評価書の記載どおりに事務がなされていない部分があります。具体的には、特定個人情報ファイルの取扱いの委託を行っており、受託業者の従事者等に対して、個人情報保護に関する認識を高めるための研修を半年に1回（従事者等に変更があった場合はその都度）行わせ、受託業者に研修実施に関する報告書を提出させることを契約書に明記していることになっていますが、契約書にその旨の記載がありません。

次年度以降の契約書の内容を見直し、委託先の従業者に対する教育の状況について報告を求める等の安全管理措置を実施してください。

監査基準

【特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（別添）特定個人情報に関する安全管理措置】

2E 物理的安全管理措置

行政機関等及び地方公共団体等は、特定個人情報等の適正な取扱いのために、次に掲げる物理的安全管理措置を講じなければならない。

a 特定個人情報等を取り扱う区域の管理

特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域について、事務取扱担当者等以外の者が特定個人情報等を容易に閲覧等できないよう留意する必要がある。

指摘事項

【対象】

三瀨総合支所市民福祉課

【指摘事項】

離席時に、端末画面に表示された特定個人情報が周りから見えないよう、検索画面に戻すようにはしているが、できていないときがあるとのことであるため、事務取扱担当者等以外の者が特定個人情報等を容易に閲覧等できないよう、離席時には、必ず検索画面に戻し、特定個人情報が表示されていないことを確認してください。

監査基準

【特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（別添）特定個人情報に関する安全管理措置】

2F 技術的安全管理措置

行政機関等及び地方公共団体等は、特定個人情報等の適正な取扱いのために、次に掲げる技術的安全管理措置を講じなければならない。

b アクセス者の識別と認証

特定個人情報等を取り扱う情報システムは、事務取扱担当者が正当なアクセス権を有する者であることを、識別した結果に基づき認証する。

【久留米市情報セキュリティ規則】

第45条 職員は、自己の操作する情報システムの機器について設定され、自己が管理することとされるパスワード(以下この条において「自己管理パスワード」という。)に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 自己管理パスワードを秘密にし、当該パスワードの照会等には一切応じないこと。
- (2) 自己管理パスワードのメモを作らないこと。

指摘事項

【対象】

筑邦市民センター

【指摘事項】

基幹系システムへのログイン用ID及びパスワードを類推させるような内容の付箋が端末の周辺に貼り付けられていました。このことにより、事務取扱担当者でない職員や、職員以外の第三者が不正に業務システムにログインする可能性があり、情報漏えいのリスクが高まることとなります。業務システムへのログイン用ID及びパスワードを類推させるような付箋は破棄し、今後作成しないようにしてください。